

『安全保障関連法案』の慎重審議を求める意見書 提出を求める請願

品川区議会議長 大沢真一 様

人権平和・品川市民会議
請願代表 藤幡 直子
品川区二葉 1-10-11
03-5751-7105

【請願趣旨】

衆議院において「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案」と、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案」の2法案の審議が5月26日から始まっています。

前者の「国際平和支援法案」は、多国籍軍などへの後方支援を随時可能にする新法であり、また、後者の「整備法」は、自衛隊法、国連平和協力法、周辺事態安全確保法（重要影響事態安全確保法に名称変更）、事態対処法（武力攻撃事態・存立危機事態法に名称変更）、国家安全保障会議（NSC）設置法など、主なものだけで10の法改正に及ぶ内容となっています。

これまでの安全保障・国防方針を大きく転換するような法案であるにも関わらず、国会における審議では、法律の解釈、様々な判断基準、現状認識など、どれひとつをとっても分かりにくく、それに対する明確な説明もされていません。

マスコミの世論調査では、様々な結果が公表されていますが、法案について「説明不足」とする回答や、今国会での成立に慎重であるべきとする意見が多いのは、共通した傾向です。今、安保安法制を巡るこうした世論に真摯に向き合うことが必要であることは言うまでもありません。

よって、品川区議会は、この「安全保障関連法案」について、国民主権と議会制民主主義における、あるべき立法手続を踏まえ、慎重かつ十分な審議を行い、正確な情報を明らかにし、国民に対する十分な説明責任を果たすことを強く求め、以下請願します。

【請願事項】

- ・「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書を国に提出してください。

氏名	住所